	加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系電柱	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系中口径管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系共同溝	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系とう道	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	電線共同溝	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	自治体管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	情報ボックス	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	総合デジタル通信局内回線終端装置	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
		き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
		加入者側終端装置～メタル回線収容装置間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
第一種指定メタル回線収容装置等（第一種指定端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）	音声収容ルータ	収容局に設置するもの
	共用収容ルータ	収容局に設置するもの
	メタル回線収容装置	収容局に設置するもの（アナログ局内回線収容部及び総合デジタル通信局内回線終端装置を除く。）